

神戸市立福田地域福祉センター利用規定

2011年(平成23年) 9月11日施行

2015年(平成27年) 3月 日改正

2015年(平成27年)12月 1日改正

2019年(平成31年) 4月 1日改正

2022年(令和 4年) 6月 1日改正

- 添付資料
- ・ 福祉センター利用時間及び運営協力金
 - ・ 神戸市立福田地域福祉センターのあらまし
 - ・ 福田ふれあいのまちづくり協議会同好会要綱
 - ・ 同好会登録申請書
 - ・ 個人情報取扱特記事項

福田ふれあいのまちづくり協議会

神戸市立福田地域福祉センター利用規定

2022年(令和4年)6月1日改正

注：以下、福田ふれあいのまちづくり協議会＝ふれ協・福田地域福祉センター＝福祉センターと略し表記します。

【はじめに】

福田地域福祉センターは地域福祉活動の推進・福祉を守るために、ふれ協事業の活動拠点として平成13年6月に開設されました。

福祉センターの運営は「神戸市ふれあいのまちづくり条例」と当協議会が神戸市と締結した「協定書」に基づいて管理運営されます。

福祉センターの利用規定は「条例」と「協定書」を土台にして定めたものです。

【休館日】

- ① 月曜日。
- ② 国民の祝祭日。
- ③ 年末年始。(12月28日～翌年1月5日)
- ④ ふれ協が管理上必要と認める日。
- ⑤ ふれ協が特に必要と認めるときは上記の規定にかかわらず開館することが出来る。諸般の事情により月曜日・祝祭日しか『会議・会合等』が開けない時は開館出来る。
また、月曜日・祝祭日しか出来ない行事については、ふれ協に相談して下さい。

【開館時間】

- ① 通常の開館時間は午前9時から午後5時までです。
- ② 時間外は午後5時から午後9時まで。
- ③ 福祉センターの玄関鍵開けは午前8時45分です。
- ④ 福祉センター管理当番は10分前(午前8時50分)までに着任して下さい。

【緊急時の休閉館】

- ① 台風・災害などで午前7時までに警報が発令されたら休閉館とする。
また、開館中に発令された場合も休閉館となるが、帰宅に危険が伴う場合は当番者と協議し留まることが出来る。

【利用の禁止事項】

福田センターでは、次のような利用は認めない。

- ① 個人的な専用利用(冠婚葬祭等)。
- ② 営利目的の利用(例：〇〇教室を開催し、講師に謝礼を出しているもの等)。
- ③ 宗教・政治活動のための利用。
- ④ 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用。
- ⑤ 建物、又は付属物を棄損する恐れのある利用。
- ⑥ 上記以外に、その利用が不相当と認められる利用。
- ⑦ 利用中であっても、他に迷惑を及ぼす利用、また上記に該当することになった場合は利用承認を取り消します。(協力金は返金しない)
- ⑧ 酒飲を主目的とした会合。
- ⑨ 厨房以外は火気使用禁止。

【利用団体及び利用者の義務】

福祉センター利用団体及び利用者は、次のことを厳守して下さい。

- ① 建物及び付属物を傷つけない。
- ② 器具・備品を大切に扱うこと。
- ③ 火気の取り扱いは、特に注意すること。(厨房・2階湯沸し場・冬季暖房機器等)

- ④ 騒音等により周囲住民に迷惑をかけること。
- ⑤ 利用後は、清掃（床・机の汚れ）、整理整頓、戸締まり確認、電気（エアコン・照明・換気扇）やガス等の元栓閉じの確認、使用前にもどし、ゴミは利用者で必ず持ち帰ること。
- ⑥ 利用時間の厳守。（行事終了の20～30分前には上記⑤のことをして下さい）
- ⑦ 利用責任者は必ず「戸締りチェック表」と「福祉センター使用簿」に必要事項を記入すること。

【利用者の賠償責任】

福祉セッター利用者は、自己の責任に帰すべき事由により建物又は附属物を破損汚損したときは、自己の責任により速やかに現状復帰又は修繕費用と賠償責任を負う。

【福祉センター利用申し込み】

- ① 一般利用の申し込みは、利用日の1ヶ月前から福祉センターで受け付けます。
 - * 平日の受付時間は9：00～16：30 ・先着順・休館日は受け付けません。
 - * 協議会主催行事及び公共的行事は優先利用とします。（2ヶ月前）
- ② 「利用申込書」には、必ず記入欄に全て記入して下さい。
- ③ 利用空き状況は電話での問い合わせは出来ますが、申し込みは直接福祉センターでしか受け付けません。

【利用日のキャンセル及び変更】

- ① 利用日のキャンセルは、わかった時点で福祉センターに連絡して下さい。（原則は7日前に）
- ② キャンセルの場合、いかなることでも運営協力金は返金しません。但し、他の日に空きがあれば日付を変えて再予約して下さい。又、利用日の変更も重複しないかぎり認めます。（いずれも既発行の承認書兼領収書と「申し込み（控）」での日付変更訂正を行い、利用申込書の再発行はしない。
- ③ 利用日の変更は、届け日より1ヶ月以内の日付で1回のみとなります。（電話予約は受けない）

【フリースペース（和室①）の利用】

- ① 65歳以上、平日の開館時間内のみ利用できます。
- ② 和室①予約済の場合は利用できません。（他の部屋は使えません）
- ③ 利用の禁止事項と利用者の義務を守ること。
- ④ 来館時には「個人使用簿」を記入すること。

【鍵の管理】

- ① 玄関鍵をはじめ全ての鍵は本部（施設管理部）で管理します。
- ② 当日時間外利用者は、午後5時までに「鍵②」を受け取りに来て下さい。
終了後は所定の場所に返還して下さい。
- ③ 休館日利用は、利用前日（9時～16時）に「鍵②」を受け取りに来て下さい。
終了後は所定の場所に返還して下さい。
- ④ 上記の鍵の受け渡しの際には、必ず「鍵貸し出しノート」に氏名電話と番号を記入して下さい。
受け取った責任者は、返還するまで厳重に保管して下さい。
- ⑤ 玄関鍵「鍵①」⇒ 管理当番用
「鍵②」⇒ 時間外用

【その他】

- ① コピーは管理当番が居る時にしか出来ません。休館日・時間外は出来ません。

2011年(平成23年) 9月11日施行
 2015年(平成27年) 3月 日改正
 2015年(平成27年)12月 1日改正
 2019年(平成31年) 4月 1日改正
 2022年(令和 4年) 6月 1日改正

福祉センター利用時間及び運営協力金

(金額単位:円)

利用区分		午前	午後	時間外
		9時～13時	13時～17時	17時～21時
地域活動 コーナー	校区外及び未登録 の団体・個人	3,000	3,000	3,000
	ふれ協の登録団体	1,500	1,500	1,500
談話室	校区外及び未登録 の団体・個人	1,500	1,500	1,500
	ふれ協の登録団体	750	750	750
和室① (東)	校区外及び未登録 の団体・個人	1,500	1,500	1,500
	ふれ協の登録団体	750	750	750
和室② (西)	校区外及び未登録 の団体・個人	1,500	1,500	1,500
	ふれ協の登録団体	750	750	750

※ センター利用に当たっては「神戸市立福田地域福祉センター利用規定」を遵守頂くことが前提となりますが特に下記項目についてご理解とご協力をお願い致します。

- (1) 登録団体とは福田ふれあいのまちづくり協議会に申請し承認された団体です。
(毎年度申請することが必要です)
- (2) 利用の申し込みは1ヶ月前から受付ますが協議会主催の行事又は公共的行事が優先されます。
- (3) 同好会及びサークル活動での時間外の使用はできません。
- (4) 施設利用のキャンセルは分かった時点でセンターへ連絡して下さい(原則は7日前です)。但しいかなる場合でも運営協力金の払い戻しはできませんが他の日に空きがあれば変更予約ができます。
- (5) 施設利用日の変更は届け日より1ヶ月以内の日付で1回のみ変更可能です。